

令和2年5月20日

令和2年 第4回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第11号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第12号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第13号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第14号 選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を
求めることについて

議案第15号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者に関する専決処
分の承認を求めることについて

議案第11号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和2年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数
175人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
460人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和2年5月20日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第12号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る，平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は，次のとおりであり，その旨を告示により公表する。

令和2年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況
別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） ※略文

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 選挙管理委員会は，毎年少なくとも一回，選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について，申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理府令第13号）※略文

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第3条の4 総務省令で定める閲覧とは，選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

議案第13号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和2年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） ※略文

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 選挙管理委員会は、毎年少なくとも一回、選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理付令第13号）※略文

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第3条の4 総務省令で定める閲覧とは、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

議案第14号

選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

選挙人名簿から抹消する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり

議案第15号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮文子

別紙のとおり